

中医協を巡る贈収賄事件について(概要)

1 経緯

- 平成16年4月14日 委員等の逮捕
- 5月4日 起訴
- 5月10日 加藤前委員を除く6人を再逮捕
- 5月31日 再逮捕者について追起訴

2 逮捕・起訴された委員等

(収賄側)

- ・下村 健 中医協前支払側委員(任期:H6.4.12~H15.9.11)
- ・加藤 勝敏 中医協前支払側委員(退任日:H16.4.27)

(贈賄側)

- ・臼田 貞夫 日本歯科医師会前会長
- ・内田 裕丈 日本歯科医師会前常務理事
- ・梅田 昭夫 日本歯科医師会元専務理事
- ・平井 泰征 中医協前診療側委員(退任日:H16.4.22)
- ・誉田 雄一郎 中医協前診療側委員(退任日:H16.4.22)

3 起訴事実の概要

平成14年診療報酬改定における「かかりつけ歯科医初診料」の算定要件の緩和及び平成16年診療報酬改定における「かかりつけ歯科医再診料」の単価の引上げに係る贈収賄

臼田被告ら贈賄側は、上記算定要件の緩和及び単価の引上げに賛成してほしいとの趣旨のもとに、贈賄を行った。

収賄側は、このような趣旨のもとに供与されるものであることの情を知りながら、金品を受領した。

収賄側から、中医協において、上記のような改定を行うことについて、これを容認する発言が得られたことや、これに異論や反論が出されなかったことにより、当該改定が実現した。

4 公判の状況

贈賄（平成16年5月4日起訴、5月31日追起訴）

被告人氏名	公判の状況
臼田 貞夫（前日歯会長）	公判中（起訴事実を認める）
内田 裕丈（前日歯常務理事）	公判中（起訴事実を認める）
梅田 昭夫（元日歯専務理事）	有罪確定（懲役1年、執行猶予3年）
平井 泰征（前中医協委員・前日歯常務理事）	有罪確定（懲役1年、執行猶予3年）
髷田 雄一郎（前中医協委員・前福島県歯会長）	公判中（起訴事実を否認、無罪を主張）

収賄（平成16年5月4日起訴、5月31日追起訴）

被告人氏名	公判の状況
下村 健 （元中医協委員・元健保連副会長）	有罪確定 * 単純収賄 （懲役2年6月執行猶予5年、追徴金629万円）
加藤 勝敏 （元中医協委員・元連合副会長）	有罪確定 * 単純収賄 （懲役1年、執行猶予3年、追徴金146万円）

地裁における公判が終了した梅田・平井両被告（贈賄側）、下村・加藤両被告（収賄側）は、いずれも控訴していない。